

土佐清水市宿泊施設持続化応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則(平成22年3月30日規則第11号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、土佐清水市宿泊施設持続化応援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大、また国のGo Toトラベル事業の一時停止により、宿泊予約キャンセルが相次ぎ、大変大きな打撃を受けている宿泊施設に対し、事業の継続を下支え、再起の糧としていただくため、予算の範囲内において、別に定める期間の予約キャンセルに対して補助することを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の対象となる宿泊事業者・予約キャンセルの定義、並びにその補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 予約キャンセル明細書(第1-1号様式)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定(変更)通知書(第2号様式)により補助金の交付を申請したものに通知する。

- 2 市長は、補助金額を決定したときは、その金額を申請者の銀行口座に速やかに振り込むこととする。

(補助事業の重要な変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、変更(中止又は廃止)承認申請書(第3号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者に関する変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更
(状況報告)

第 8 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の取消し)

第 9 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成しえなかったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。

(情報の開示)

第 10 条 補助事業又は補助事業者に関して、土佐清水市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。

別表(第3条関係)

| 補助申請者 | 補助対象となるキャンセルの定義 | 補助額 | 摘要 |
|-----------------------------|--|-----------------------------|----|
| 土佐清水市内の宿泊事業者(注1)(指定管理者を除く。) | 令和2年12月28日から令和3年1月31日の間の宿泊予約において、令和2年12月14日から令和3年1月17日の間に入ったキャンセルのうち令和3年1月7日以前に受付した予約を対象とする。 | 対象となるキャンセル1人当たり2,000円を補助する。 | |

(注1) 宿泊事業者とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定により届出をした者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。